

= 2023年1月1日施行告示改正 =

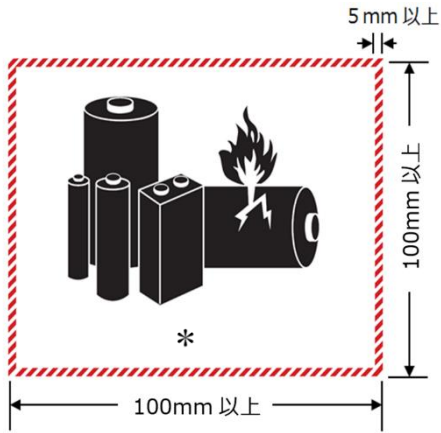
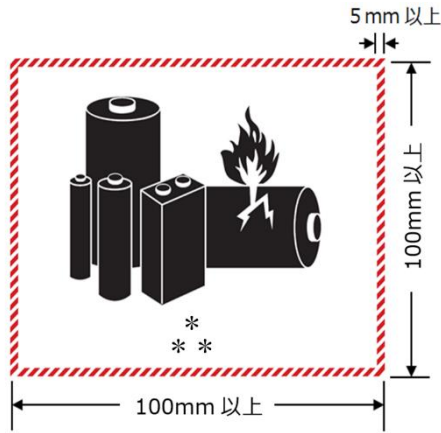
リチウム電池用表示の表示方法の変更について

2023年1月1日から船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正が施行され、リチウム電池用表示の表示方法が変更されました。

改正内容

別表第1備考10の特別規定SP188の表示が下表のように改正されました。この改正によって危険物に該当しないリチウム電池への表示に求められていた、追加情報問い合わせのための電話番号の記入は不要となりました。リチウム電池用表示の表示方法の変更は、2026年（令和8年）12月31日までの移行期間が設けられており、その間はこれまで通りの表示方法でもご使用いただけます。

表 別表第1備考10 SP188の新旧対照

	新	旧
SP188	 <p>注2 下部の白地の*に「UN」の文字に続けて国連番号を記入すること。</p>	 <p>注2 下部の白地の*に「UN」の文字に続けて国連番号と、一**に追加情報問い合わせのための電話番号を記入すること。</p>

注1、注3及び注4は、今回の改正による変更はございません。

お問合せ先

一般財団法人 新日本検定協会 安全環境室
 TEL : 03-3449-2818 FAX : 03-3449-0355
 メールアドレス sklabel@shinken.or.jp

<https://www.sklabel.jp/>

SK ラベル

